

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 道路課

法令名	道路法	法令番号	昭和27年法律第180号
手続名	許可等の取消、工作物除去命令等	根拠条項	第71条 第1項
処分基準	<p>判断基準が「法令の定め」に言い尽くされているため、処分基準を作成していない。 ただし、特殊車両通行許可の取消については、「車両通行の制限について」（昭和53年12月1日 道交発第96号）のほか関係通知による。</p>		
対応区分	① 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関 道路課	交付機関 道路課
		目次 No.	23